

第2 測定方法

1 測定期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 測定機関

甲府市内の地点は甲府市が、それ以外の地点は山梨県が測定した。
ただし、ダイオキシン類については山梨県が測定した。

3 測定地点

(1) 概況調査

①環境基準項目及び要監視項目

(ア) 山梨県

定 点 方 式：土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定された地区周辺の1地点で測定を行った。

ローリング方式：a 山梨県（図4参照）

- ・ 県内（甲府市を除く）を5kmメッシュを基本にして分割した81地区をA地区とB地区に区分する。
A地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある49地区を、
B地区とは、A地区以外の32地区をいう。
- ・ 環境基準項目の調査地区は、A地区では2年、B地区では4年のローリングにより選定する。
- ・ 要監視項目の調査地区はA・B地区とも4年のローリングにより選定する。

(イ) 甲府市：市内を2kmメッシュに区切った18地区と、それ以外の地域を5kmメッシュで区切った3地区の計21地区で、環境基準項目及び要監視項目について2年間のローリングにより測定を行うこととした。
平成21年度は、10地点^(※)で測定を行った。（図5参照）

(※) ポンプの故障により、1地点で冬期の採水ができなかったため、要監視項目の測定をおこなっていない。

②ダイオキシン類

県内を5kmメッシュを基本に区切った88地区で、5年間のローリングにより測定を行うこととした。

平成21年度は、16地点で測定を行った。（図6参照）

(2) 汚染井戸周辺地区調査

土壌汚染対策法の調査で土壌汚染が確認された土地の周辺で、土壌汚染を確認した項目について測定を行った。

(3) 継続監視調査

過去に環境基準を超過等した36地点^(※)について測定を行った。

(※) 甲斐市中下条地区については、ポンプの故障により測定を行っていない。

(4) 継続監視調査井戸縮小調査

継続監視調査井戸のうち、前年度まで3年連続して、環境基準以下であった甲斐

市中下条地区の1井戸について、汚染範囲内すべての地点で年間平均で環境基準以下であることを確認したため、平成21年度をもってモニタリング調査を終了した。

4 測定項目及び測定回数等

(1) 概況調査

- ア 環境基準項目：別表2-1のとおり実施した。
- イ ダイオキシン類：別表2-2のとおり実施した。
- ウ 要監視項目：別表2-3のとおり実施した。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

土壌汚染対策法の調査により土壌汚染を確認した項目について、年2回測定を実施した。

(3) 継続監視調査

別表2-4のとおり実施した。

(4) 継続監視調査井戸縮小調査

継続監視調査において環境基準を超過していた項目について、年2回測定を実施した。

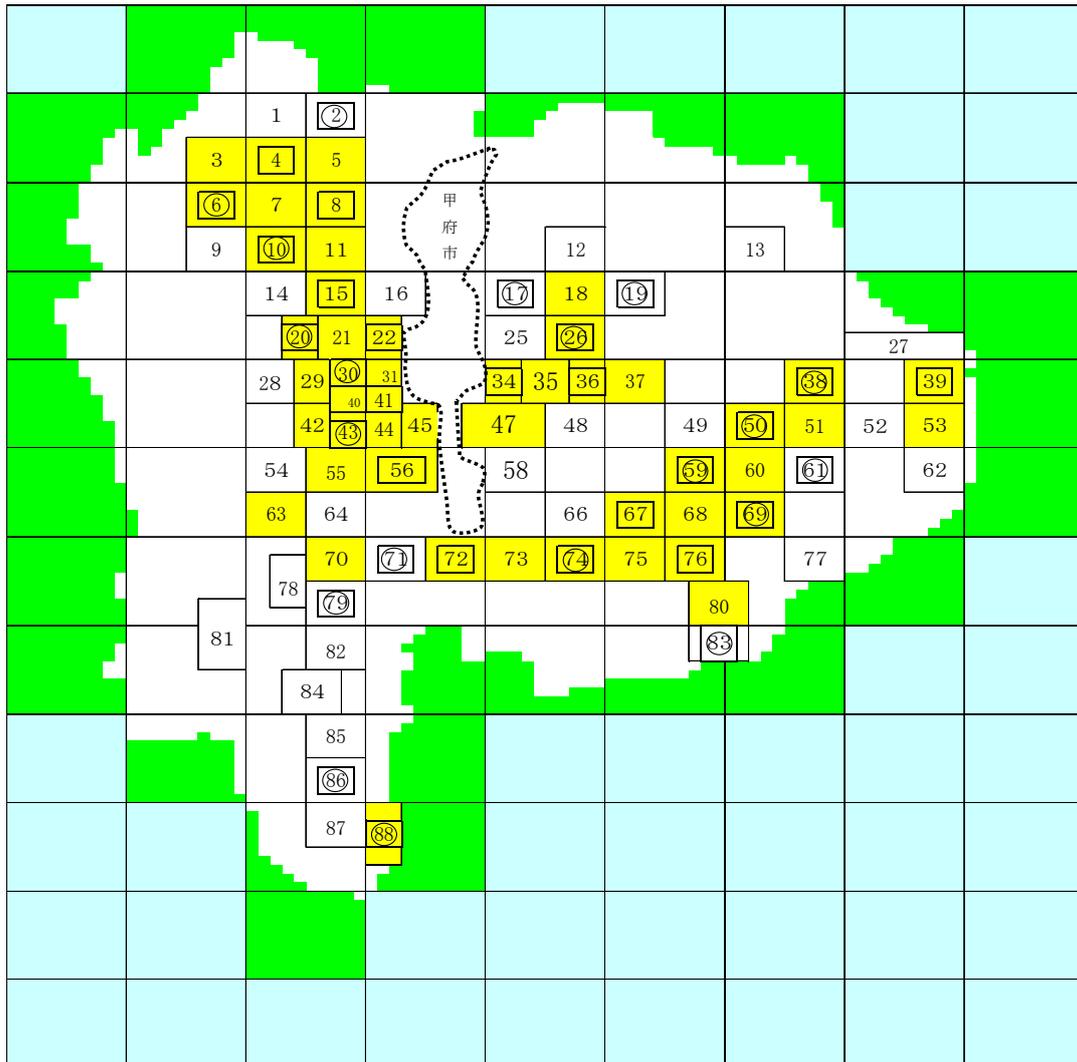
5 測定の方法

測定の方法は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）、環境庁水質保全局水質規制課長通知（平成5年4月28日環水規第121号）、環境省環境管理局水環境部長通知（平成13年5月31日環水企第92号）、環境省環境管理局水環境部長通知（平成16年3月31日環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号）により実施した。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）等により実施した。

なお、これらに定めのない項目については、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法により実施した。

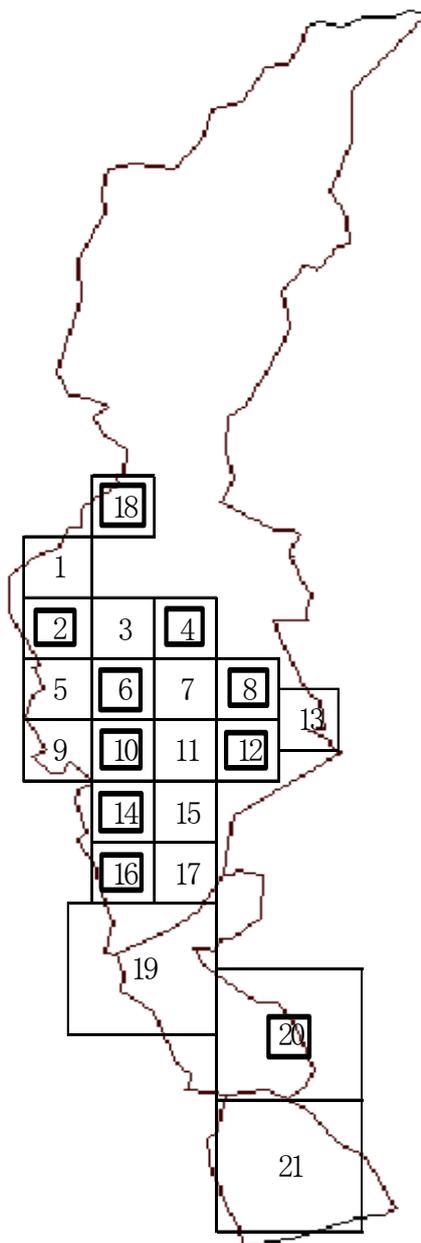
図4 測定地点図(山梨県)



■ 平成21年度環境基準項目測定地区

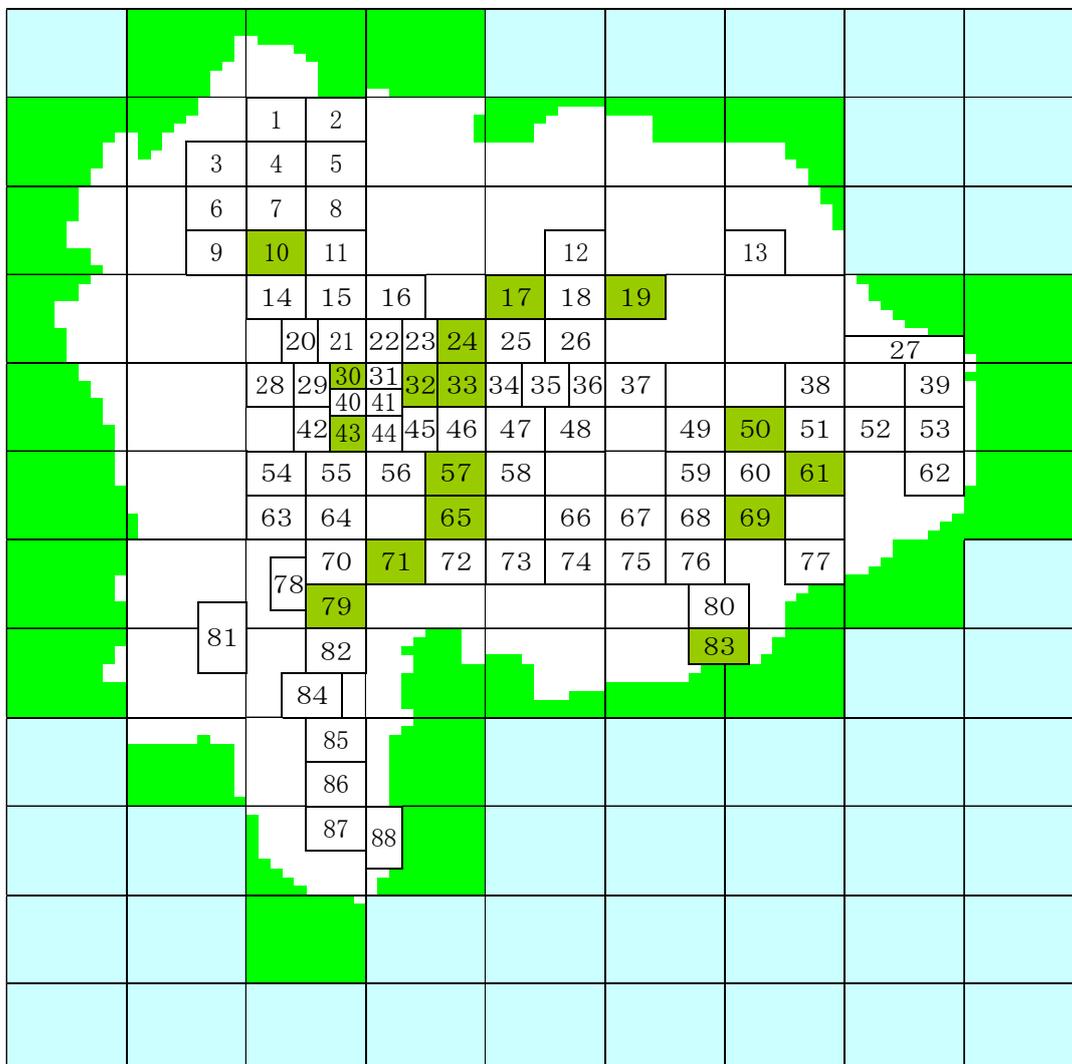
(うち、○印のメッシュNo.地区については、要監視項目も測定)

図5 甲府市測定地点図（環境基準項目・要監視項目）



平成21年度測定地点図（甲府市）
（環境基準項目・要監視項目）

図6 測定地点図(ダイオキシン類)



※5kmメッシュを基本とする県内88地区

■平成21年度ダイオキシン類測定地点(16地点)

別表 2-1 概況調査における環境基準項目の測定回数等

区分	測定項目	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
環境基準項目その他	カドミウム	mg/l	2	2	
	全シアン	mg/l	2	2	
	鉛	mg/l	2	2	
	六価クロム	mg/l	2	2	
	砒素	mg/l	2	2	
	総水銀	mg/l	2	2	
	アルキル水銀	mg/l	2	2	必要により測定する
	PCB	mg/l	2	2	
	ジクロロメタン	mg/l	2	2	
	四塩化炭素	mg/l	2	2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	2	2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	2	2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	2	2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	2	2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	2	2	
	トリクロロエチレン	mg/l	2	2	
	テトラクロロエチレン	mg/l	2	2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	2	2	
	チウラム	mg/l	2	2	
	シマジン	mg/l	2	2	
	チオベンカルブ	mg/l	2	2	
	ベンゼン	mg/l	2	2	
	セレン	mg/l	2	2	
	硝酸性窒素	mg/l	2	2	
	亜硝酸性窒素	mg/l	2	2	
	ふっ素	mg/l	2	2	
	ほう素	mg/l	2	2	
	その他	水温	℃	2	2
pH		---	2	2	
導電率		mS/m	2	2	

「必要により測定する」とは、総水銀が検出された場合に測定を実施すること

別表 2-2 概況調査におけるダイオキシン類の測定回数等

区分	項目名	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及び ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジキシン	pg-TEQ/l	1	1	
	コプラ-ポリ塩化ビフェニル	pg-TEQ/l	1	1	

別表 2-3 概況調査における要監視項目の測定回数等

区分	項目名	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
要 監 視 項 目	クロロホルム	mg/ℓ	1	1	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1	
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	1	1	
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	1	1	
	イソキサチオン	mg/ℓ	1	1	
	ダイアジノン	mg/ℓ	1	1	
	フェニトロチオン (MEP)	mg/ℓ	1	1	
	イソプロチオラン	mg/ℓ	1	1	
	オキシ銅 (有機銅)	mg/ℓ	1	1	
	クロロタロニル (TPN)	mg/ℓ	1	1	
	プロピザミド	mg/ℓ	1	1	
	E P N	mg/ℓ	1	1	
	ジクロロボス(DDVP)	mg/ℓ	1	1	
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/ℓ	1	1	
	イプロベンホス(IBP)	mg/ℓ	1	1	
	クロロニトロフェン(CNP)	mg/ℓ	1	1	
	トルエン	mg/ℓ	1	1	
	キシレン	mg/ℓ	1	1	
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/ℓ	1	1	
	ニッケル	mg/ℓ	1	1	
	モリブデン	mg/ℓ	1	1	
	アンチモン	mg/ℓ	1	1	
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	1	1	
	エピクロロヒドリン	mg/ℓ	1	1	
	1,4-ジオキササン	mg/ℓ	1	1	
	全マンガン	mg/ℓ	1	1	
ウラン	mg/ℓ	1	1		

別表 2-4 継続監視調査測定項目及び測定回数等

区分	測定項目	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
環境基準 項目	環境基準超過項目	mg/ℓ	2	2	
	ただし、揮発性有機化合物については、地下中での分解反応を考慮して、分解生成物等についても併せて測定する。				
その他	水温	℃	2	2	
	pH	---	2	2	
	導電率	mS/m	2	2	